

茨城県食の安全・安心推進条例

【説明資料】

農林水産物の出荷等の禁止について

< 目 次 >

- 1 農林水産物の出荷等の禁止の趣旨
- 2 出荷等の禁止の概要
- 3 条例で規制される範囲
- 4 立入検査等
- 5 勧告・公表・命令

1 農林水産物の出荷等の禁止の趣旨

茨城県食の安全・安心推進条例（以下「条例」）の第17条において、食品関連事業者（農林水産物を生産し、又は採取する者及び当該者で構成される団体に限る。以下「生産者」という。）は、農薬取締法第11条又は薬事法第83条の3の規定により使用を禁止された農薬又は医薬品を使用して生産された農林水産物、又は、食品衛生法第11条第1項に規定する基準若しくは規格に合わない又は第3項の規定により販売等が禁止された農林水産物を出荷してはならない、と規定されています。

農薬や動物用・水産用医薬品（以下「農薬等」）の使用については、農薬取締法及び薬事法に基づいて、使用できる種類や基準が定められ、違反して農薬等を使用した場合は罰則が科せられることとなっています。しかし、違反して農薬等を使用した農林水産物において、農薬取締法及び薬事法では出荷及び販売については規制されていません。

また、農林水産物が食品衛生法に定める基準・規格に反するものであれば、食品衛生法によりその農林水産物の販売・加工行為等が規制されていますが、食品衛生法では出荷については規制されていません。

本条例では、農薬取締法、薬事法及び食品衛生法では規制されない農林水産物の「出荷」及び「販売」を禁止することにより、県民の健康への悪影響や健康被害の発生・拡大を未然に防止し、食の安全・安心を確保することを目的としています。

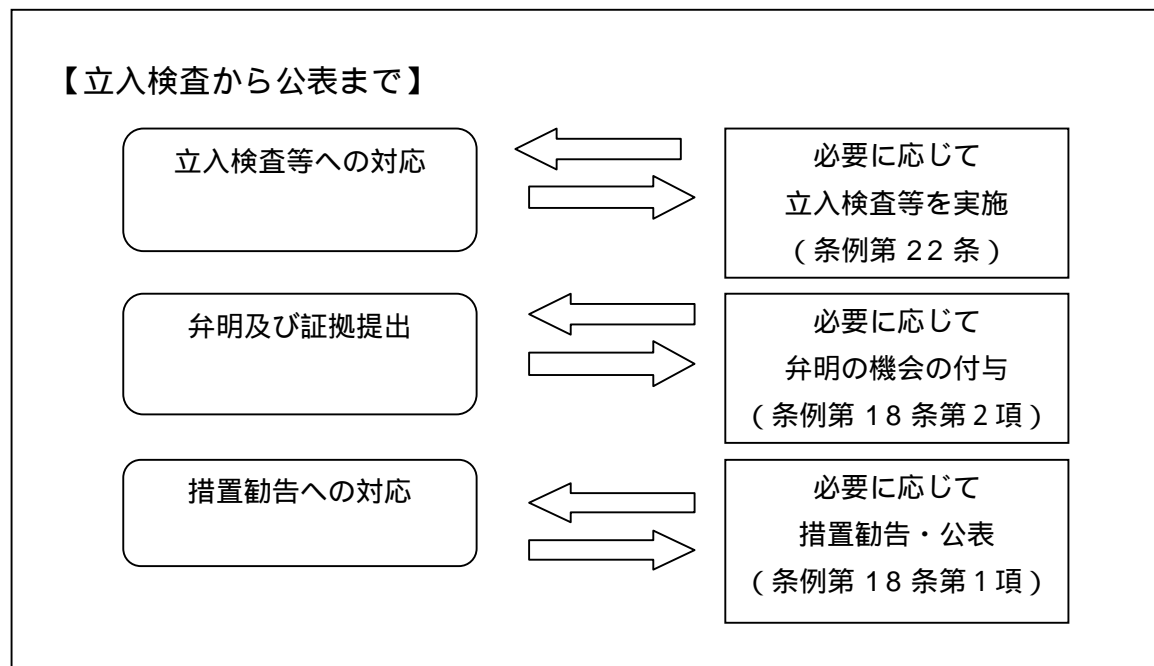
「茨城県食の安全・安心推進条例」（平成21年6月25日公布）

食生活を取り巻く環境の変化や食に関するさまざまな問題の発生により、食の安全・安心確保に対する要請が強まっていることを受け、県民の生命及び健康の保護、安全にかつ安心して消費できる食品の生産及び供給に寄与することを目的として、平成21年6月25日に条例が制定されました。

食の安全・安心確保に関する基本理念を定め、県の責務、食品関連事業者の責務、県民の役割を明らかにし、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進するための規定を定めています。

2 出荷等の禁止の概要

農林水産物の出荷規制の概念図（条例第 17 条関係）



【同一ロットの生産物の取扱いについて】

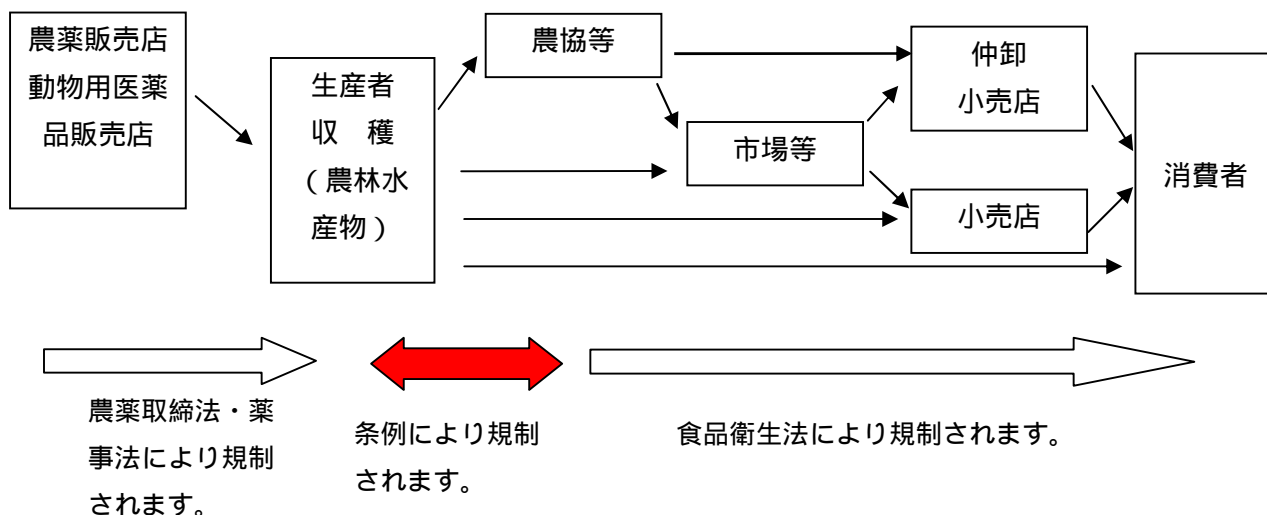
条例に基づき出荷禁止となる生産物 原則として自主回収

3 条例で規制される範囲

(1) 条例で規制される範囲

「出荷」とは、生産者及び農協等の集荷団体が、販売を目的に市場等に農林水産物を搬出することをいいます。

「販売」とは、生産者が消費者や小売店、仲卸等に農林水産物を売り渡すことをいいます。



(2) 農林水産物が条例で規制される場合とは

条例第17条第1号

「農薬取締法（昭和23年法律第82号）第11条の規定により使用を禁止された農薬を使用して生産された場合」

農薬の容器や包装に表示がある農薬 1（販売禁止農薬 2を除く）及び特定農薬 3以外を農産物に使用した場合をいいます。

1【表示がある農薬とは】

農薬の容器や包装に「農林水産省登録第 号」という表示がある農薬です。この農薬は、薬効、薬害、人畜への毒性や土壌・水中における残留性など厳しいチェックを受けて農林水産大臣が登録をしています。

2【販売禁止農薬とは】

安全性の問題から農林水産省令によって販売・使用が禁止されている農薬です。平成22年3月1日現在21農薬が指定されています。

3【特定農薬とは】

原材料に照らし、安全性が明らかなものとして、国が指定する資材です。平成22年3月1日現在3資材が指定されています。

重曹

食酢

昆虫綱及びクモ綱に属する動物（人畜に有害な毒素を産生するものを除く。）であって、使用場所と同一の都道府県内で採取されたもの

条例第 17 条第 2 号

「薬事法第 83 条の 3 の規定により使用を禁止された医薬品を使用して生産された場合」

医薬品の容器や包装に記載事項 4 が表示されていない医薬品（未承認動物用医薬品）を家畜に使用した場合をいいます。

4 【医薬品の容器等の記載事項とは】

医薬品は、その容器又は包装に次の内容が記載されていなければなりません。

製造販売業者の氏名又は名称及び住所

名称

製造番号又は製造記号

その他、法令で定められた項目

条例第 17 条第 3 号

「食品衛生法第 11 条第 1 項に規定する基準若しくは規格に合わない場合又は農薬、飼料添加物及び動物用の医薬品の成分である物質が同条第 3 項に規定する量を超えて残留する場合（同項ただし書に該当する場合を除く。）」

食品中に残留する農薬、動物用医薬品及び飼料添加物が、食品の成分規格（残留基準）が定められているものについてはその定められた基準を超えて残留するものをいい、また、食品成分に関わる規格（残留基準）が定められていないものにあつては、人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が告示する一定量（0.01ppm）を超えて残留するものをいいます。

(3) 具体的事例

< 農薬取締法関係の事例 >

事例 1

植物活性液として販売され、容器に農薬登録番号がついていないA資材を使っていたところ、農薬の有効成分が含まれていたことが判明し、農林水産省から「A資材は無登録農薬である」と判断された場合。

事例 2

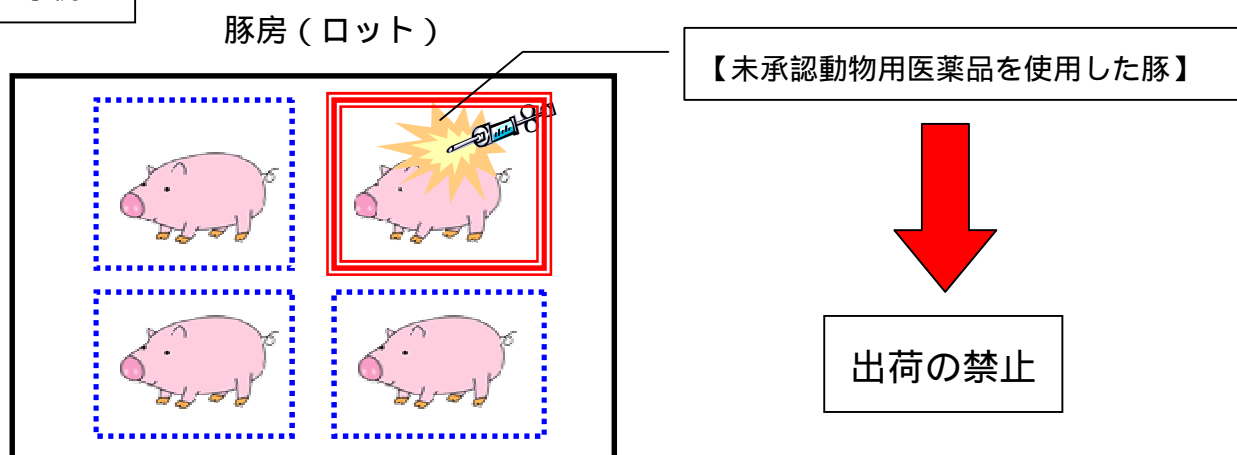
農林水産省から販売、使用が禁止されている農薬を使った場合。

【販売、使用が禁止されている農薬（21農薬）】

1	ガンマBHC	12	メチルパラチオン
2	DDT	13	パラチオン
3	エンドリン	14	水銀及びその化合物
4	ディルドリン	15	2,4,5-T
5	アルドリン	16	砒酸鉛
6	クロルデン	17	シヘキサチン
7	ヘプタクロル	18	ダイホルタン又はカプタホール
8	ヘキサクロロベンゼン	19	PCP
9	マイレックス	20	CNP又はクロロニトロフェン
10	トキサフェン	21	PCNB又はキントゼン
11	TEPP		

< 薬事法関係の事例 >

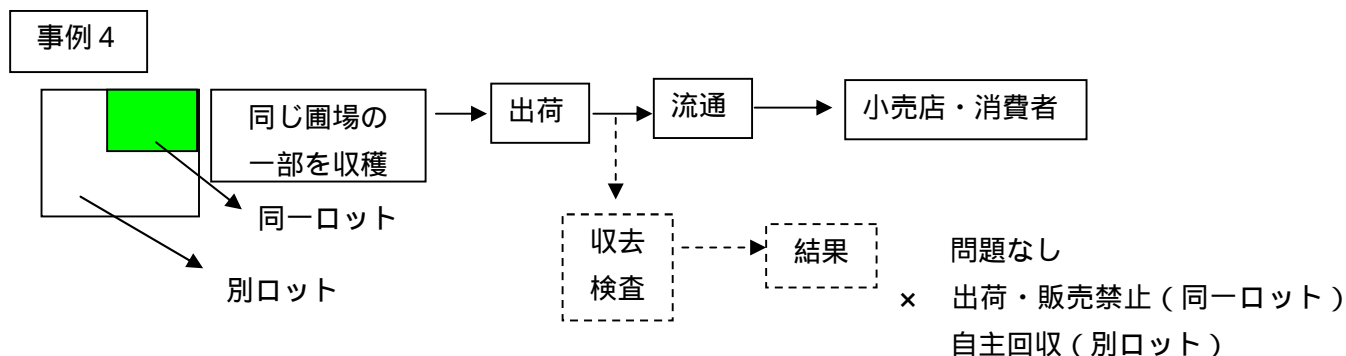
事例 3



未承認動物用医薬品は薬事法により使用が禁止されているにも関わらず、農場で飼養している一部の豚に未承認動物用医薬品を使用しました。

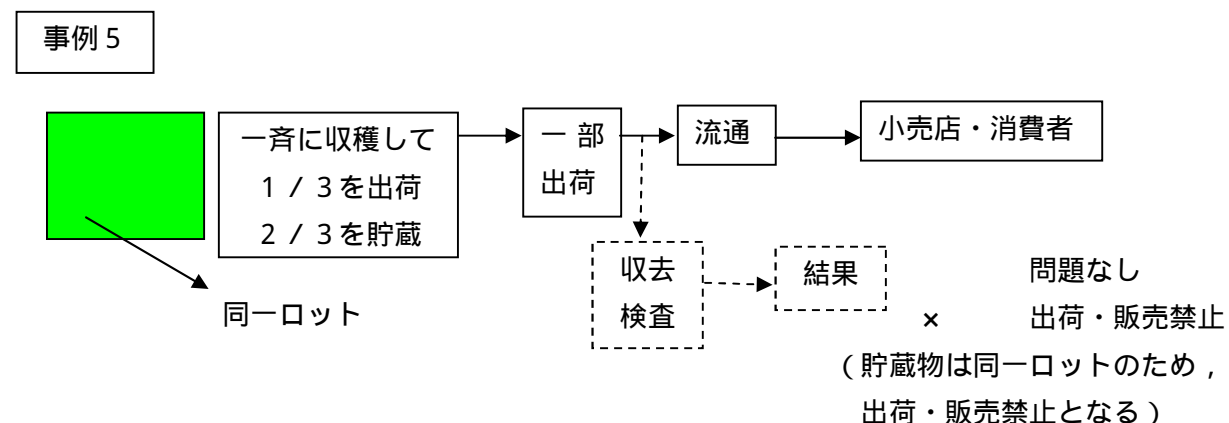
未承認動物用医薬品を使用した豚については、条例に基づき出荷が禁止されます。

< 食品衛生法関係の事例 >



同じ圃場のハウレンソウの一部を収穫・出荷しました。

出荷したハウレンソウが収去検査を受けた結果、残留農薬が基準違反だった場合、同一ロットのハウレンソウ（同じ日に同じ畑から収穫したものは同一ロットと考えられます）は条例により出荷が禁止され、食品衛生法により販売が禁止されます。また、別ロットは、同一ロットと同じ管理をしており同様の違反の疑いのある食品であるため、自主回収となります。



ジャガイモを一斉に収穫して、2 / 3 を貯蔵、1 / 3 を出荷しました。

出荷したジャガイモが収去検査を受けた結果、残留農薬が基準違反だった場合、同一ロットのジャガイモ（同じ日に同じ畑から収穫したものは同一ロットと考えられるため、出荷したジャガイモと貯蔵されているジャガイモは同一ロットとなります）は、条例により出荷が禁止され、食品衛生法により販売が禁止されます。

4 立入検査等（条例第22条）

知事は、第17条の規定（出荷等の禁止）等の施行に必要な限度において、以下のことができます。

- ・生産者に対して報告を求める。
- ・事業所，事務所，事業に係る施設等への立入検査
- ・食品等，生産資材，施設，設備，帳簿類その他の物件調査
- ・関係者への質問
- ・試験のため，物件の提出を求める。

なお，立入検査等を行う職員は，身分証明書を携帯し，関係者に提示します。

5 勧告・公表・命令（条例第18条）

(1)措置勧告が行われる場合

知事は、食品による健康への悪影響を未然に防止するために必要があると認めるときは、法令又は他の条例に定める措置を講ずる場合を除き、食品関連事業者に対し、健康への悪影響を未然に防止するために必要な措置をとることを勧告するとともに、当該勧告の内容を公表することができます。

この規定により、知事は、生産者が第17条の規定に違反して農林水産物を出荷又は販売したときは、生産者に対し、必要な措置を勧告し、また、その内容を公表することができます。

(2)弁明及び証拠の提出の機会の付与

知事は、措置勧告をしようとするときは、生産者に対し、あらかじめその旨を通知し、弁明及び証拠の提出の機会を与えます。ただし、公益上緊急を要するときは、この限りではありません。

(3)措置勧告の公表

知事は、措置勧告を行った場合、報道機関への資料提供や県のホームページ（いばらき食の安全情報Web Site）への掲載等により、措置勧告を行った旨及び勧告内容を公表することができます。

〔公表事項〕

勧告を受けた者の氏名（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）

勧告を受けた者の住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

勧告の対象となった食品等

勧告を行った理由

勧告の内容

その他知事が必要と認める事項

(4)命令

知事は、勧告を受けた者が正当な理由なく、勧告に従わなかった場合、当該措置を命令することができます。命令に従わなかった場合は、罰則が課せられます。